

こどもたちにアスベストー石綿ーを吸入させない

シンポジウム

- 2023年10月以降、厚生労働省は「有資格者によるアスベスト調査・管理の徹底を求める制度変更と通知」を関連機関に周知しています。文部科学省とこども家庭庁は、2023年10月末までに厚生労働省のリーフレット内容（本チラシ下および裏）の周知に関する通知を実施してください。
- 2018年12月1日時点で、保育施設2,112施設（保育所1,699、幼保連携型認定こども園142、小規模保育事業所281）において、吹付けアスベストやアスベスト含有保温材などレベル1～2建材の調査自体が未実施となっています。また、学校施設などでは、レベル1の吹付けアスベストの調査は私立学校4機関（2017年10月1日時点）、レベル2のアスベスト含有保温材などの調査は1,121機関（2018年10月1日時点、）で未完了となっています。こうした施設については施設の安全性が確保されていないことから、2023年度中に有資格者による調査を至急実施し、現状を再度把握して公表してください。
- 学校など、こどものいる施設における除去工事では、成形板でも吹付け材と同等の飛散防止対策を講じる上乗せ基準を設けてください。アスベスト除去工事の実施は、休日などこどもがいない時間帯に限定する制度の制定や通知を求めます。

2023年10月以降、厚生労働省は建築物の改築や解体に際して、事前の建築物石綿含有建材調査者等による調査を義務付けました。

厚生労働省・環境省関係者に周知されている内容が、こどもの過ごす建物の関係者に十分周知されていないようを感じます。

日本の建築物のアスベスト対策は、欧米、豪州、韓国から大きく遅れていると言わざるをえません。

建築物の改築、解体の規制をどうしていくのか課題は多くあります。

その中で特に若いこどもたちにアスベストを吸わせないように、私たちは以下のシンポジウムを行い、

今後の世代のこどもたちの保護強化を望みます。多くの方のご参加をお待ちしています。

日時

11/21 (火) 13:30～16:00

事前に参加申込みをお願いします

会場

衆院第二議員会館 1階多目的会議室

〒100-0014 東京都千代田区永田町一丁目7番1号

シンポジスト

「建築物除去工事の課題」

富田 知靖 (アスカ技研株式会社)

「吹付けアスベストなどの調査が進まない」

井部 正之 (ジャーナリスト)

「学校や児童施設の実態」

「一般的なアスベスト関連法令の内容と不足

北見 宏介 (名城大学)

：大気汚染防止法・石綿則・建築基準法」

下山 憲治 (早稲田大学)

「アスベストからこどもを守る法の枠組み」

司会

名取 雄司 (中皮腫・じん肺・アスベストセンター) 「過去の事案 こどもと潜伏期」

【お申込み・お問合せ】

主催 / 中皮腫・じん肺・アスベストセンター 共催（後援） / 建物解体等アスベスト被害根絶連絡会準備会

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F TEL／03-5627-6007 MAIL／info@asbestos-center.jp

事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者※」
が行う必要があります！

令和5年10月1日
着工の工事から!!

※

- 特定建築物石綿含有建材調査者
- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 一戸建て等石綿含有建材調査者
(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)
- 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

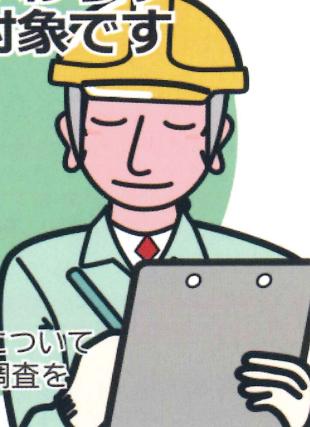


詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さんへ

事前調査は、工事の規模にかかわらず、すべての工事が対象です



工事対象となるすべての範囲について石綿が含まれているか事前に調査を行う必要があります

事前調査結果の報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、パソコン・スマートフォンから24時間報告できます（※）



一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の報告をあらかじめ行う必要があります

（※）システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

▼工事の対象	▼工事の種類	▼報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体 改修（※1）	解体部分の床面積の合計が80m ² 以上 請負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	請負金額が税込100万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです（なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です）。

- 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- 焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。

解体・改修工事の事前の措置

情報提供（発注者・注文者）
【8条、9条】

事前調査・結果の報告
【3条、4条の2】※

作業計画【4条】※

労働基準監督署への事前の届出（吹付・保温材等の工事の場合）
【5条】※
【安衛法88条、安衛則86、90条】※

作業時の措置※

- 発生源対策
湿潤化【13条】
- ばく露防止対策
呼吸用保護具・保護衣【14条等】
- 隔離【6条、6条の2、6条の3】
- 立入禁止【7条】
- 管理
石綿作業主任者【19条、20条】
特別教育【27条】
掲示【34条】
作業の記録【35条、35条の2】
保護具等の管理【46条】等

特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。※は罰則規定のあるもの。建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業者・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

事前調査結果報告システム
の操作方法について



GビズIDについて



GビズIDトップ画面
「クイックマニュアル」をご確認ください。
ご不明点はお問い合わせ先まで。